

所有者不明土地対策に取り組む 自治体を支援します

No.14



【開発建設部】

関係行政機関や関係団体が連携し、所有者不明土地法に関する制度の周知、各地方公共団体における取組や先進事例の情報共有、関係団体を始めとする有識者の知見の活用、相談窓口の設置、職員派遣などを行い、所有者不明土地対策に取り組む地方公共団体を支援します。



挨拶を述べる鈴木和男法務省
那覇地方方法務局長



挨拶を述べる小口浩内閣府
沖縄総合事務局次長

(設立総会)

「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（所有者不明土地法）（平成30年法律第49号）の円滑な施行を図ること、所有者不明土地問題の解消及び用地業務の円滑化に寄与することを目的として「沖縄所有者不明土地連携協議会」（事務局・沖縄総合事務局開発建設部用地課）の設立総会を平成31年2月18日に開催、同協議会が設立されました。また、地方公共団体を対象とした相談窓口を同協議会事務局に設置しました。

沖縄所有者不明土地連携協議会

本協議会の会長を務める小口内閣府沖縄総合事務局次長は、「構成員間で、土地所有者の探索方法などのノウハウや先進事例の共有、有識者の知見の活用方策の検討などを図ることに、地方公共団体への支援を進めてい

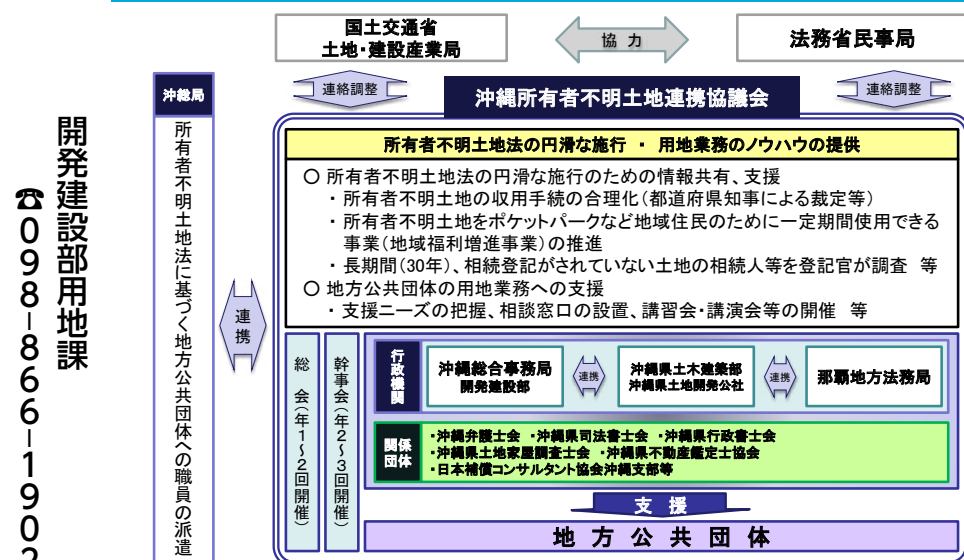


設立総会の様子

(協議会構成員)
内閣府沖縄総合事務局開発建設部、法務省那覇地方方法務局、沖縄県土木建築部、沖縄県土地開発公社、県内41全市町村、沖縄弁護士会、沖縄県司法書士会、沖縄県行政書士会、沖縄県土地家屋調査士会、公益社団法人沖縄県不動産鑑定士協会、一般社団法人日本補償コンサルタント協会沖縄支部

きたい」と述べました。また、法務省の鈴木那覇地方方法務局長は「相続人探索作業、法定相続情報証明制度の利用拡大、相続登記の手続の簡素化及び相続登記の促進に向けた広報などについて関係機関と連携を強化しながら、引き続き取り組む」と述べました。

沖縄所有者不明土地連携協議会の概要



地方公共団体の長がその職員に土地所有者などの探索に関する専門的な知識を習得させるために派遣要請を行った場合、当局職員の派遣を行います。

所有者不明土地法に基づく職員派遣

※協議会は、全国10地区の地方整備局ブロック単位で設置されています。